

有明教育芸術短期大学 履修規則

(教育目的と教育課題)

第1条

本学は、豊かな人間性と国際社会に即応できる独創性を備えた教育者や芸術教養を身につけた人材を育成し、教育や芸術の発展に寄与することを目的としています。

また、人類の「教育」と「芸術」という二つの遺産を育んだ知と技の伝統に学び、教育や芸術が人間の生活に関わる現実と理想を教授します。そのため本学のスタッフは研鑽し、教育や芸術に関わる研究の成果を教育課程に反映させることを使命とします。

(教育課程)

第2条

教育目的を達成するために用意された授業科目は、学則に記載された教育課程にまとめられています。

教育課程は、次のように編成します。

- (1) 本学においては、基礎教育科目群、専門教育科目群、自由科目群から編成されています。
- (2) いずれの科目群にも必修科目及び選択科目が置かれています。
- (3) 授業は、講義、演習、実習もしくは実技のいずれかにより行なわれます。

(学期)

第3条

学年は、前期と後期の2期に分かれ、各期を15週から17週としています。前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から3月31日までとなっています。

授業は、月曜日から金曜日まで1時限から5時限まで行われます。

(卒業要件)

第4条

本学において卒業の資格を取得するためには、3年間在学し、履修規則に従い、総計93単位を修得しなければなりません。

(履修の方法)

第5条

学生は、毎年度各学年次に配当される当該年度の授業時間割表により履修するものとします。

授業は一部を除いて、学期ごとに完結します。

必修科目、選択必修科目、自由科目の履修の申告は、各学期の始めに履修申告書に必要事項を記入し、指定された期日までに提出しなければなりません。

原則として、各学期24単位を超えて履修することはできません。ただし、自由科目の履修を希望した場合や、GPA値が3以上の学生の場合には、それに限りません。詳細は教務課に確認してください。

(試験と成績の評価)

第6条

受験資格を、以下のように定めます。

各定期試験に対応する授業科目の総授業時数の3分の1を超える欠席があった学生は、「やむを得

ない正当な理由」がない限り、受験の資格を喪失します。定期試験の受験資格を喪失した学生は、追試験・再試験も受験する資格はありません。

授業科目の成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とします。

(1) 授業科目の成績は、次の基準によるものとします。

| | |
|--------------|--------|
| S (90点～100点) | 判定・合格 |
| A (80点～89点) | 判定・合格 |
| B (70点～79点) | 判定・合格 |
| C (60点～69点) | 判定・合格 |
| F (59点以下) | 判定・不合格 |

(2) 成績評価には、前項の評価記号を用います。

(3) 本学に入学する前に修得した単位を、本学の卒業単位として認定した場合、その科目には「#」の記号を付けます。

(4) 総合成績評価

前項の成績の評価に以下のポイントを設定し、不合格科目を含めて、履修科目のグレード・ポイント・アベレージ (GPA 値) を算出し、学期毎に総合成績評価を行います。ただし、「#」印付きの科目の評価については、GPA 値の対象外とします。

| | |
|--------------|------|
| S (90点～100点) | 得点 4 |
| A (80点～89点) | 得点 3 |
| B (70点～79点) | 得点 2 |
| C (60点～69点) | 得点 1 |
| F (59点以下) | 得点 0 |

GPA の判定基準

- 4.00 点 (最優秀)
- 3.50 点 (優秀)
- 2.33 点 (受講生の中で平均的な成績)
- 1.33 点 (平均より劣るが、合格に値する成績)
- 1.00 点 (合格に値するが、最も低い成績)
- 0.00 点 (合格に達しない成績)

(基礎教育科目)

第7条

(1) 目的

本学の基礎教育科目は教育と芸術の複合的な視点から問題の本質を捉えることのできる柔軟な批判的・創造的思考力を養うことを目的としています。専門領域を越えて思考することは勉学に不可欠です。専門領域におさまらない問題を、テーマ別に整理・統合したのが基礎教育科目です。

教育や芸術という学問分野は、世界の人間の生の営みの中でどのような意義と課題を持っているのでしょうか。変容する世界のなかで何が根本的な問題であり、それを解決するために何を学ぶべきでしょうか。学生は基礎教育科目の学習を通して、これらの問題を認識し、解決を目指す第一歩を踏み出します。

また、専門教育科目の学習と積極的に連動させながら授業を進めますので、これから専門を学ぶ学生にも、すでにある程度専門を学んだ学生にも有意義な教育プログラムであると言えます。本学では教育と芸術の積極的な対話や交流によって、生きた教養を身につける導入の学習となるよう基礎教育科目を編成しています。

(2)履修にあたって注意すること

- ①優れた教育環境を維持するため、1科目あたりの受講者数を制限することがあります。
- ②習熟度などによりクラス分けを行います。前期の成績によってクラスを移動することもあります。
- ③本学の授業は原則として前期または後期の半年で完結します。実技科目など少数の例外がありますから留意してください。

(専門教育科目)

第8条

幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得したい者は、必修科目と選択科目を合わせて98単位以上を修得し、かつ卒業研究(2単位)の審査に合格しなければなりません。幼稚園教諭二種免許状のみを取得したい者は、必修科目と選択科目を合わせて87単位以上を修得し、かつ卒業研究(2単位)の審査に合格しなければなりません。保育士資格のみを取得したい者は、必修科目と選択科目を合わせて91単位以上を修得し、かつ卒業研究(2単位)の審査に合格しなければなりません。小学校教諭二種免許状を取得したいものは、幼稚園教諭二種免許状の習得に必要な諸条件に加えて、必修科目と選択科目合わせて22単位以上の履修と介護等体験を行わなければなりません。

(その他)

第9条

他の大学等で修得した科目の扱い、科目等履修生、定期試験等については別に定めます。

附 則

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- この規則は、令和4年4月1日から施行する。